令和８年度（2026年度）

甲種防火管理新規講習案内

舞鶴市消防本部

消防法施行令第３条に規定する防火管理に関する講習のうち、「甲種防火管理新規講習」を次のとおり実施します。

１　講習日時・講習場所・申込期間

講習日時	令和８年７月８日（水）・９日（木）の２日間 １日目：１０時００分から１７時２０分まで（受付９時３０分～） ２日目：１０時００分から１６時２０分まで（受付９時３０分～）
講習場所	舞鶴市防災センター３階災害対策会議室（舞鶴市字浜８０番地の４）
申込期間	令和８年６月８日（月）から６月３０日（火）まで
定　　員	５０名（定員になり次第、申し込みを締め切ります。）

※　当消防本部の管内に居住又は勤務している方を優先とします。管外の方が申し込みされた場合、申し込みの状況によってはお断りする場合がございますのでご了承ください。

２　受講対象者

消防法第８条の規定による防火管理者の資格を取得しようとする者

３　受講料について

受講は無料ですが、講習会の１日目にテキストを購入いただく必要があり、テキスト代１,６５０円をご持参ください。

【お釣りのないようにご協力をお願いします。】

※　一度購入されたテキストの返却及び返金はできません。

４　申込方法

電子申請による申し込みとなります。以下の二次元コードから申し込みいただくか舞鶴市消防本部ホームページ（ https://www.maizuru119.com/sikaku1.html ）からも申し込みいただけます。

〔申込用二次元コード〕

5　申込窓口

電子申請での申し込みが難しい方は、以下の窓口でも申し込みが可能です。電話での申し込み受付は行っておりません。

受付窓口		電話番号	受付時間
舞鶴市東消防署 予防課	浜80番地の4	0773-65-0119	平日 8:30～17:15
舞鶴市西消防署 予防課	西108番地3	0773-77-0119	

6　講習内容

講習日	講習科目		時間
１日目	午前	オリエンテーション 防火管理の意義及び制度の概要	10:00～10:10 10:10～12:10
	午後	火気取扱いの基本知識 施設・設備の維持管理	13:10～15:10 15:20～17:20
２日目	午前	自衛消防	10:00～12:00
	午後	防火管理の進め方と消防計画 効果測定・質疑・修了証交付	13:00～15:00 15:10～16:20

7　講習の一部科目免除について

消防用設備点検資格者の課程を修了し、免状の交付を受けている方及び自衛消防業務講習の課程を修了している方は、甲種防火管理新規講習の講習科目のうち、「防火管理の意義及び制度の概要」が免除されますので、講習申込時に資格者免状又は修了証などの証明できる書類の写しを添付してください。

講習の一部免除が認められた方は、講習1日目の13：10から（受付12：50～）の受講となります。

※　講習会当日の免除申請は認められません。

8　修了証交付

(1)　この講習の全課程を修了した方には、舞鶴市消防長が修了証を交付します。

(2)　修了証の交付を受けた者は、消防法施行令第３条第１項の規定による甲種防火管理者の資格を有する者となります。

【遅刻又は途中退席をされた方には、修了証を交付することはできません。】

(3)　修了証交付時に受領印をいただきますので印鑑をご準備ください。

９　講習会当日の持ち物

・顔写真付き本人確認書類
・筆記用具
・印鑑（２日目）

講習会当日は、次の顔写真付き本人確認書類のいずれかをご持参ください。
◯運転免許証
◯運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付したものに限る。）
◯パスポート
◯マイナンバーカード（通知カード不可）
◯顔写真つき住民基本台帳カード
◯在留カード
◯特別永住者証明書
◯障害者手帳
◯その他顔写真、氏名、生年月日、住所等が確認できる公的証明書

顔写真付き本人確認書類が用意できない場合は、健康保険証とキャッシュカード・クレジットカード・預金通帳等の氏名が確認できるものいずれか１点の併せて２点をご持参ください。

※　必ず「顔写真」「氏名」「生年月日」が確認できるものをご持参ください。確認できない場合は受講することができません。

10　その他の注意事項

(1)　効果測定において、基準点未満の受講者については、再度講習を受講しなければならない場合があります。
(2)　講習会場には駐車できません。公共交通機関を利用するか周辺の市営駐車場等をご利用ください。
(3)　発熱や風邪の症状がある場合は受講をお控えください。